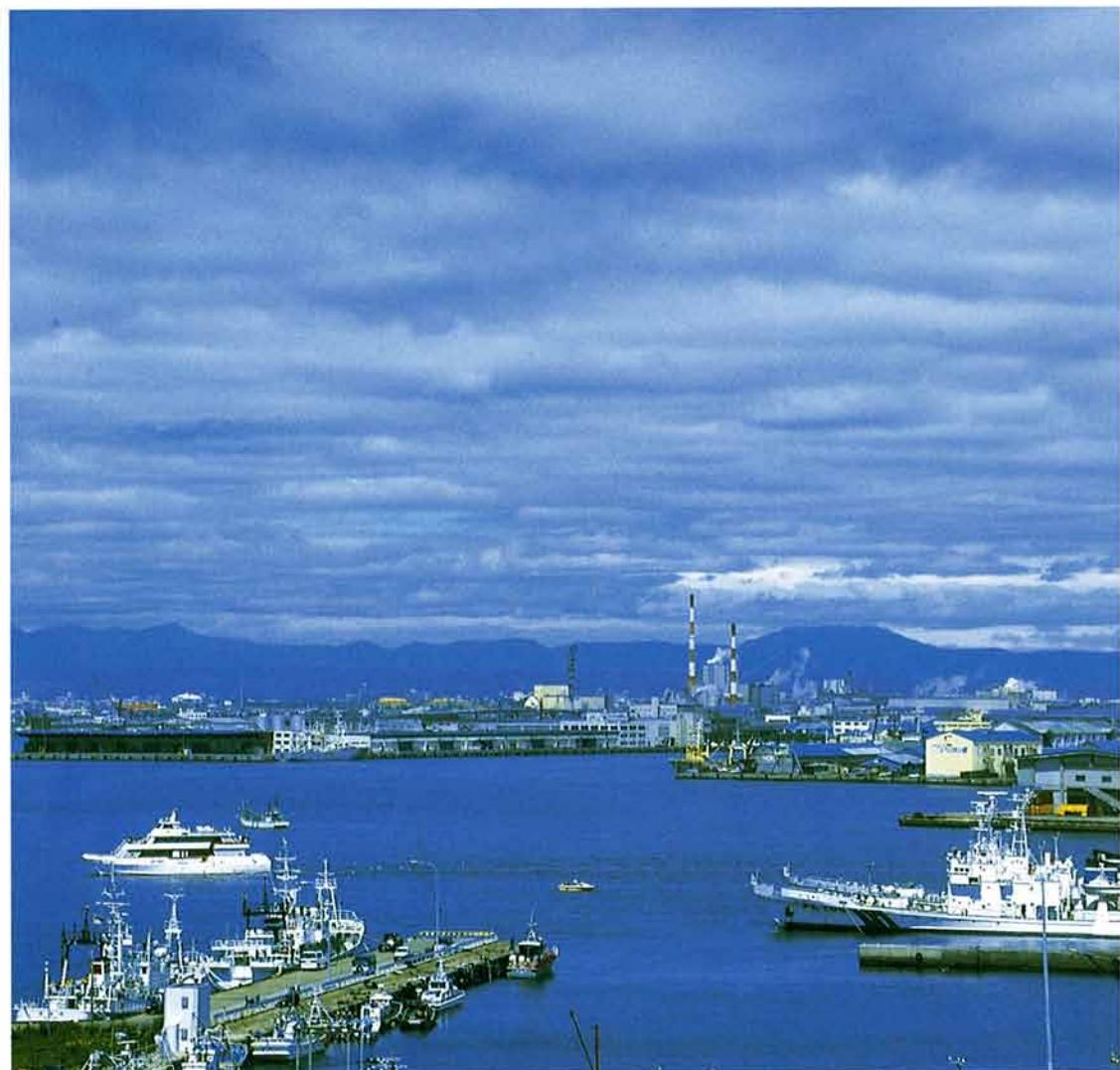


1998. 9. 1

# 釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



Vol.86

釧路＆日司連総会特集

# 86号目次

## CONTENTS



我らが  
堂坂猛雄先生



会報編集委員  
杉本 義明



事務局  
金原アケミさん

3	<b>ー会長からのメッセージー</b>		
	<b>近況寸描</b>		釧路司法書士会会长 坂田 誉雄
4	<b>着任のごあいさつ</b>		釧路地方法務局登記部門首席登記官 権沢 強
5	<b>第56回日司連定期総会報告</b>		日司連代議員 中村 圭佐
7	<b>北海道ブロック司法書士協議会総会報告</b>		理事 佐原 晋
8	<b>司法制度改革に向けて</b>		日本司法書士政治連盟釧路会会長 金倉 孝志
9	<b>支部だより</b>		
	<b>支部長雑感4</b>		釧路支部 支部長 佐渡 保正
	<b>我らが先達堂坂猛雄先生</b>		網走支部 支部長 渡井 光弘
	<b>最近思うこと</b>		北見支部 支部長 橋口 弘一
10	<b>エッセー 酒談議</b>		根室支部 杉野 一明
12	<b>会報編集と広報活動</b>		網走支部 中野 敏一
13	<b>日司連を考える。第2章</b>		日司連理事 表範 雄
15	<b>釧路司法書士会総会</b>		
	<b>日本司法書士政治連盟釧路会定期大会</b>		<b>開催</b>
	<b>釧路公共嘱託登記司法書士協会通常総会</b>		
			会報編集委員 杉本 義明
15	<b>公嘱協会の現状報告</b>		
			釧路公共嘱託登記司法書士協会理事長 松浦 清一
17	<b>報酬改定に関する説明</b>		総務担当理事 表範 雄
18	<b>補助者規則一部改正に関する説明</b>		総務担当理事 表範 雄
19	<b>釧路地方法務局職員配置表</b>		
20	<b>釧路司法書士会総会(写真)</b>		会報編集委員 吉田 照男
22	<b>会員の動き</b>		事務局 金原 アケミ
22	<b>業務日誌</b>		事務局 金原 アケミ
22	<b>編集後記</b>		網走支部 杉本 義明

### 《表紙の写真》

釧路市米町公園から望む釧路港  
(撮影: 釧路支部 痕田正克先生)



## 近況寸描

会長 坂田 誉雄



経済不況等の中での迎  
えた一九九八年の日司  
連第五十六回定期総会  
が、六月二十五・二十  
六日の両日、千葉県浦

安市のホテルに於いて  
開催され、行政改革・規制緩和等々、何度も  
聞く飽きてしまう言葉に寄り添うよう

に、更に司法制度改革の論点が浮上し、日司  
連は自民党の司法制度改革特別調査会に対し、司法  
書士への簡裁代理権の付与が盛り込まれる  
よう要請活動を行なつて来た。

界内行事等は、各単会から全国組織まで一  
連の施設の係わりを見れば、各会（支部をも  
含む）、ブロック、連合と順次開催された總  
会、これらについての準備・実行・整理を繰  
り返しているうちに、いつの間にか一年の半  
分は完全に過ぎ去つてしまつてゐる事に気が  
付く。思わず溜息が出てしまう心境である。

本年に入つて道内の界内情勢は、内外共に  
波乱の半年であつた。札幌会での役員人事不  
信と云われた内部騒動、経済界では金融破綻  
が相い次ぎ、そして連鎖的企業倒産が続出し、  
何故か気の重い事があまりにも多い感じがし  
てならない。

そんな中で、矢張り司法書士の将来を懸念

する司法制度改革の行方についての総体的感  
心の高まりは、脳の片隅のどこかに、一瞬た  
りとも忘れられない神経が滞在する。

第五十六回定期総会の中でもそうであ  
つた。議案総数が二十二議案・規制緩和・  
研修・執務規範基準・成年後見制度・司法制  
度改革・不登法改正・司法書士制度・その他  
と、これら総会における質疑は、実に八十問  
に達するものであった。

これに対する連合会執行部の答弁も、あま  
りにも多岐に亘る案件に対し、個別的に正確  
な答弁をするには、あまりにも不明瞭な印象  
が強かつた。毎回そうであるように、全国か  
ら集計される諸々の問題点を、逐一正確に解  
決しようとすれば、たつた二日間の時間だけ  
では到底足るものではない。今回の総会で  
も、一時間四十五分の時間延長を要した。

連合会執行部の在り方なども、全国会員を  
リードするものとしては、あまりにも不安要  
素が多い。とする意見が大勢を占めているよ  
うだ。一国を統治する政策や、一連合体を纏  
めリードする事は、決して云う程に甘いもの  
ではない事は理解しながらも、せめて我々会  
員一人一人の認識の集積は、会を通じブロッ  
クをして全国の常識的司法書士像へと結び付  
かせる努力こそ、絶対的要素として必要なも  
のであろうと考えている。

全国のレベルを語る前提として、我が会の  
会員は、チャンスを逃す事なく、限りなく可  
能性を求めて、自らが流動の中に心身を提し、  
来る。

自己の神経の中に此れ等を知るべきであると  
思う。例えば、年に一度しかない日司連総会  
への、しかも少數制限である代議員として、  
積極的に参画を求める、全国組織員の前で発言  
し、思いを訴えるなど、広く積極性を培つて  
行く姿勢が必要であると思つてゐる。

活動の源は、「強健な意志」であろう事は  
云うに及ばないが、ややもすると、その意志  
すら軟弱に成つてしまいそうになるのは、矢  
張り「老化」と云う自己最大の敵と戦い、そ  
して勝利を得なければ「強健な意志」の永続  
は極めて難しいものと悟らなければならない  
が、今にして若き活力の尊さを切実に思い知  
る昨今である。

日本列島も少子老令化へと、その社会構造  
を急速に変化させてゐる。規制緩和の流れの  
中で登記業務は、司法書士の独占業務として  
認められて行くには、更に難しさの度合いを  
深めている。我々は、司法書士の持つ能力を  
最大限に發揮し、変化して行く社会に適応し、  
あくまでも独歩に片寄らず、隣接職能との協  
調を基に、地域に根ざした活動を開拓して行  
かなければならぬと考へる。

身辺の情況が変化すれば、それにいち早く  
対応しなければならないし、登記業務の処理  
に関しても、今やハイテクの中に在り、我々  
会員は直ちに此のレベルに立ち遅れないよう  
研鑽は勿論、生きるための能力を備えなけれ  
ば、月をして一日たりとも気の抜けない時が

今、当会に設置した研修委員会を軸として、広範な技能、つまり、裁判事務に關するもの、コンピューター知識に関するもの、老令化社会での成年後見に係わるもの等々、司法書士が社会使命として職能貢献するには、今後における研修の充実と共に、更に能力開発が求められるところである。

このたびの拓銀に関する登記の処理については、ようやく司法書士は受託の体勢が整い、拓銀指定の会員をして処理するもの、及び札幌会が受諾の窓口となつて、会が責任を持つ形での受託と、これらの対応の整備が着々と進められるに至つた。

いずれにせよ、会員各位には、異なつた形ではあるが金融機関の破綻による債権整理に關わる重要な手続行程の一部を職能として担当する事になるのである。これらは、特殊事件として低廉な報酬ではあるが、会員各位の努力により、この使命を果たして行きたい。思えば、各位の健闘を祈らずにはいられない。

以後においても、全国からどのような変化が飛び出しか未知数である。そんな中で、八月二十一日には、連合会会館がステータスシンボルとして落成するが、時の趨勢の中で、あるいは手のかかる代物となるかも知れないが、現実のものと成った以上は、全国の会員が結束し、これを維持し、有効活用して行かなければならぬものと考えるのである。

平成十年度も半ばとなり、いよいよ本格的な会務執行の時期でもある。

管内には三つの国立公園があり、四季折々の釧路湿原をゆっくり眺望したいと思つています。

## 着任のごあいさつ

釧路地方法務局  
首席登記官

樺沢 強



去る四月一日付けを

もちまして札幌法務局から釧路地方法務局首席登記官に就任いたしました樺沢でございま

願いします。

これまで私は、札幌法務局管内を転々とした後、平成三年四月函館地方法務局供託課、登記部門統括登記官及び会計課勤務を経て、更に平成六年海を渡つて千葉地方法務局佐原支局、平成八年再び札幌に戻つて札幌法務局民事行政部総務課に勤務しましたが、釧路管内勤務は初めてです。早いもので、着任してから三ヶ月が過ぎました。着任したときは、一面景色がまだ茶褐色で、四月というのに連日肌寒く冬のコートが離せなく、最高気温が五・六℃という日が続いたのには少し驚きました。

その一つに、新たな行政サービスの提供に向けて、コンピュータの機能を活用したオンラインによる登記情報の公開や登記申請など、これらのシステムについて研究に着手しております。

また、パソコンを用いたカード式印鑑間接証明を今年から三年計画で導入することにしております。このように、ますます高度化する国民の要請に的確に対応し、これから的情報化社会にふさわしい行政サービスを提供していく体制を確立することが、これからのが務局に求められている大きな課題であると考えております。

会員各位には、更なる御協力と、そして益々の活躍を期待して止まない。

ところで、法務局はいま、二十一世紀を間に近にして、登記事務のコンピュータ化を進め、また、新しい基準に基づく登記所の適正配置計画を進めています。年々増加する事務量に加え、多様化する国民のニーズに応えられる法務局をつくるために、これらはどうしても実現し、実施していくかなければならないと思います。どうか貴会並び会員の皆様の御理解をよろしくお願ひいたします。

の中、法務局の取り巻く諸情勢も一段と厳しさがましております。司法書士の皆様におかれまして、登記制度及び司法書士制度をより発展させていくための諸施策につきまして、今後とも一層の御協力を下さるようお願いします。

最後に、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御発展を祈念申し上げ、着任のごあいさつとさせていただきます。

## 第五十六回日司連 定時総会に出席して

代議員 中村圭佐



日本司法書士連合会  
第五十六回定時総会

は、六月二十五・二十六日東京ディズニーランドの隣の東京ベイホテル東急で両日にわたりて行われました。私は、北海道ブロック推薦の同総会議事運営委員として参加しました。総会前に二回の議事運営委員会を開催し、質疑方法は集中審議方式とし各会長・代議員からなる質疑通告書の内容をテーマ別に分け、そのテーマ別に時間区切って質疑答弁を行う方法を採用しました。又、質疑の優先順位は、ブロック会推薦、ブロック会指定、

単位会推薦、個人の順番で、質疑は一テーマにつき、一人一回時間は三分以内（ブロック推薦者は五分以内）で個人または単位会推薦者以外は、再質問が出来、執行部答弁者も出来るだけ簡潔明瞭なる答弁をするよう申し合わせました。予想された審議テーマは、①司法制度改革（法人化・簡裁代理権・資格制度）、②法改正、③制度、④規制緩和、⑤研修、⑥成年後見制度、⑦執務規範基準、⑧その他（広報・会館建設・登記所統廃合・会執行等）でした。

二十五日九時三十分開会—十七時三十分一日目終了  
二十六日九時開会—十五時終了予定の後記議事日程で始まりました。

議事運営委員会委員は、質疑通告書、各種動議、討論通告等の受付をして、質問の内容から順番を決め、どのテーマなのか確認します。委員会事務局備付けの会場モニターを見ながら総会議事進行を協議します。私にとっては、初めての仕事でもあり、今年の総会は、かなり質問が多く、合計七十三件の質疑通告書奈川県会より議案提出動議一件と、とてもハードで緊張の連続でした。質問内容一つ一つを読んで見ると、多岐にわたり、それぞれ的を得たものであり、司法書士制度・連合会・司法書士個人が直面している問題の難しさを浮き彫りにしました。また連合会自体そのスタンスの取り方があやふやなのか、執行部と現場司法書士又は単位会との問題意識の

ずれがあるように感じました。出席者二〇八人で二・八人に一人が質問している勘定であり、このことは連合会執行部批判が多かつたということだと思いました。しかしながら、議事日程も三十分の延長動議が二回出され一時間遅れの十六時には、別紙全ての議案について、賛成多数で可決確定しました。

釧路会から阿部隆吉代議員がブロック指定として「今、為すべき重点項目の中に、不良債権処理手続に対する司法書士界の協力がないのは、何故か」として質問しました。

連合会答弁者として、表範雄理事が「国民年金基金と損害賠償責任保険の今後のあり方について」の質問に答えておりました。

最後になってしまいましたが、本総会において、北見支部武田章会員が永年司法書士会員として司法書士制度の向上発展に貢献し、法務行政に寄与した功績が認められ、法務大臣表彰を受けられました。誠におめでとうございました。

日程第1	報告第1号	平成9年度事業報告の件
議案第1号	平成9年度一般会計収支決算報告の件	
議案第2号	平成9年度研修事業特別会計収支決算報告の件	
	支決算報告承認の件	

議案第4号	平成9年度会館建設特別会計収支決算報告承認の件
議案第5号	平成9年度阪神・淡路大震災司法書士支援特別会計収支決算報告承認の件
議案第6号	司法書士執務規範基準制定の件
議案第7号	日司連成年後見法大綱決定の件
議案第8号	平成10年度事業計画決定の件
議案第9号	日本司法書士会連合会会則一部改正の件
議案第10号	平成10年度一般会計予算決定の件
議案第11号	平成10年度研修事業特別会計予算決定の件
議案第12号	平成10年度共済特別会計予算決定の件
議案第13号	平成10年度会館建設等特別会計予算決定の件
議案第14号	平成10年度阪神・淡路大震災司法書士支援特別会計予算決定の件
議案第15号	平成10年度会館管理運営合同会計予算決定の件
議案第16号	平成11年度一般会計暫定予算決定の件
議案第17号	平成11年度研修事業特別会計暫定予算決定の件
議案第18号	平成11年度共済特別会計暫定予算決定の件
議案第19号	平成11年度会館建設等特別会計暫定予算決定の件
議案第20号	平成11年度阪神・淡路大震災司法書士支援特別会計暫定予算決定の件

## 日程第2

議案第21号  
議案第22号

法書士支援特別会計暫定予算決定の件  
平成11年度会館管理運営合同会計暫定予算決定の件

高度情報化社会における法務局（登記所）の在り方を検討し、法務省等に対して提言することを要望する決議（案）



阿部 隆吉 代議員の一般質問（日司連総会）



武田 章先生の法務大臣表彰（日司連総会）



表 範雄先生の理事者答弁（日司連総会）

## 北海道ブロック

### 協議会総会報告

理事 佐原 晋



平成十年度定時総会  
が、六月五日午後二時  
から函館市のホテルに  
おいて開催された。

来賓として、札幌法務局長、同局総務課長

函館地方法務局長、同局総務課長、同局首席登記官、日司連から下川副会長、川道常任理事、表理事、松下相談役、日本土地家屋調査士連合会から齊藤ブロック協議会副会長、道公団協会から青木理事長、四ツ谷道政治連盟会長ほか名譽会長らの臨席を得て、表彰状及び感謝状贈呈が行われた。

当会関係者の表彰では、札幌局長表彰に上野尊会員、ブロック協議会長表彰に土田、酒井両会員が受表された。

この総会に、各単会からの出席者数は、オブザーバーを含めて札幌会は十六名、函館会は十四名、旭川会は九名、釧路会は七名であった。

この総会直前になつて渋谷ブロック会長がご親戚の不幸により突然欠席となつたので、札幌を除く道内各単会の長が協議の上、釧路の坂田会長によつて渋谷会長の代わりに挨拶や表彰状授与等が行われた。

議案審議に移り、平成九年度事業の報告事項として、旭川会担当の新人研修の開催については、一月九日から十五日まで六泊七日、NTT北海道セミナーセンターで実施された。

受講生二十名で、各受講生の負担金は五万円となつてている。

講師として、釧路会から野村、真島、藤井各委員が不動産登記を担当した。

フォーラム関係では、札幌の青年司法書士会がグループが軸となつて計画実施した成年後見制度に関するフォーラムをブロック協議会として、日司連からの助成金を金銭的後援として振り向け、人的後援として実行委員会の一部メンバーに送り込んだ。

このフォーラムには一般市民五〇〇名を集め、成功裡に終つた。

これらのほか、第十期日司連新入会員の中央研修（二月八日から二十一日まで）には北海道からは二十一名参加している。

平成十年度の事業としては、道内四会の親睦、組織の拡充をはかるため次の事業を行うことにしている。

（一）従前行われている公開講座に代わる新たな事業（釧路会担当）

（二）平成十年度新人研修の開発（旭川担当）

（三）第十一期日司連新入会員研修への参加（札幌担当）

（四）非司法書士への対応と少額訴訟等制度の周知（札幌担当）

（五）管区局長等協議会の開催（札幌担当）

（六）登記所統廃合に伴う情報の収集とその対応

（札幌担当）

（七）ブロック会既会員研修の検討と実施

（函館担当）

（八）北海道ブロック会員の名簿作成（釧路担当）

（各事業が承認された。）

（九）ブロック会の会則一部改正について

北海道の地理的要因と経費の効率的活用を図るため、書面による議決を求めることとした。

（十）北海道の地理的要因と経費の効率的活用を図るため、書面による議決を求めるここととした。日司連下川副会長挨拶を兼ねた報告事項の中で、待望の日司連会館が八月二十一日完成落成し、ホールには机二〇〇、椅子三〇〇の設備がある。

（十一）川道常任理事からは、司法制度改革の展望と登記の情報ネット公開は早いところでは平成十一年、オンライン申請は十六年頃ではないかとの予想が述べられた。

（十二）その話しぶりからして全国でコンピュータ化が進んでいると言われている宮城あたりからコンピューター化が試験されそうに思われた。

（十三）次回総会の当番会は札幌に決定した。

（十四）「お願い」前述十年度事業（一）は釧路会が担当となつてゐるが、今のところその内容は未定なので、会員各位からアイデアを標題程度でもよいから事務局までFAXをお願いします。

（十五）予算額は一二〇万円程度の事業。



## 司法制度改革に向けて

日本司法書士政治連盟  
釧路会会長 金倉孝志

ここ二、三年の司法をめぐる動きというのは大変激しいものがあります。いろいろな変革と新しい法律が、どんどん検討されています。民事刑事ともそうです。民事法の分野におきましても、国会におきましては債権譲渡登記制度というものを作る



ということで法律を提出しております。

これは一般的の不動産は第三者に対抗するためには登記をしなければならない、しかし債権譲渡は一回ごとに通知する、手間もかかる。これをアメリカの制度と同じように登記でやつていくのです。

金融ビックバンに伴い多くの法律が出されておりまして、その中にエスビー法という新しい法律がありまして、これは直接この債権譲渡にかかる登記制度が活用できる訳です。

又、登記情報電子化、電子認証制度の創設、法務省の研究会の報告書がまとまった訳ですが、これは商業会社において会社の取引は印鑑証明書で行われておりますが、最近ではオンラインにおいて、印鑑証明書に当る本人確認というものについての電子取引にかかる制度を発足させるという研究会であります。

又、オンラインによる登記情報公開制度、登記所までいかなくてオンラインでませようという新しい制度が今導入されている。これに伴いいろいろ考えておかなければならぬことがあります、そういう検討がどんどん進んでおります。

こういうことで自由民主党におきまして新しい動きに対応していくべく、司法制度改革調査会を発足させた。

これから二十一世紀の規制緩和が行なわれた社会をどういう風に考えていかなければならぬのか。

今まで規制があつて役所の介入で解決し

ていく、それだけの権限をもつていた。これ

を規制緩和することによって、役所でなく民間同士で話し合いをしていかなければならなくなる。話合いがつかないと、そこに司法が入つていかなければならない。

そういう規制緩和の社会で、どういうことを考えなければならないか、これがこの調査会の大きな狙いな訳です。

その内のひとつは総合法律経済関係事務所で、もうひとつは司法書士事務所の法人化です。

それと簡易裁判所、少額訴訟代理権の問題と、特別調査会第一部会の方で検討が、かなり積極的に進んでいます。

弁護士法七十二条は、弁護士の法律事務について定めていますが、弁護士業務は今ほぼ独占といえる程きわめて広いし、又都市部にしかいないのが実体です。

司法書士はせっかく各地にいるのだから、簡易裁判所の事件は法律上はつきり司法書士に訴訟代理権をもつよう改革する必要がある。そういう意見が広く起っています。調査会でも賛成論の意見が非常に多いのです。

多くの裁判官も、司法書士の作成にかかる訴状、準備書面が大変多くなっている。そして訴訟の実体を非常によく知っている、しかし代理権がないだけに法廷で発言できないでいる、とおっしゃるそうです。本人にかわって司法書士が述べる方を裁判官も実は望んで

いるという。

そこに道をひらくことは非常に重要なことだと思うのです。

民訴法の改正によって少額事件の制度をつくり前進したけれど、我々には代理権がない。ここを突破しなければなりません。役人にばかりまかせることはできません。研修制度の充実もその突破口でしよう。

一致団結して努力しなければなりません。

## 「支部だより」

### 支部長雑感4

釧路支部長 佐渡保正



平成九年度支部総会は、釧路支部始まつて以来の初体験で釧路市以外の川湯温泉で平成十年四月十八日に無事終了しました。総会の

後、懇親会そして二次会と温泉を楽しんで参りました。出席者が以外と少なかつたことが残念でした。

住専の不良債権処理業務が終わって、今度は拓銀の承継業務と司法書士も初めて経験する業務が出てきて多様化して参りました。まだ問題は山積みの状態で景気の先行き不透明は、まだまだづくと思います。

私どもが、今一番気を遣うのは、価値観の

多様化だと思います。価値観の相違する人は、話が合いません。それだけでなく無理に話を続ければ喧嘩となるでしょう。我々は、生まれてから今まで、価値観の相違しない仲間内で生きて来たと思います。

二十一世紀は、大変な時代になると思います。出来るだけ、基本を見つめる訓練を続けようと考えています。その方法が一番価値観の共有化につながる方法かと考えるからです。折角の人生ですので、お互いに楽しく生きられると良いと思います。



### 我らが先達堂坂猛雄先生

網走支部長 筒井光司

先頃、大先輩堂坂猛雄先生が退会されました。先生は、明治三十五年のお生れで、記録

によりますと、大正十四年の認可、登録となりますので、三十一年の登録が認められました。出席者は、明治三十五年二月十九日

この間大変なご苦労があつたことと存じます。ある時先生から、昔は依頼人の相手方から、司法書士に抗議がなされ、内容証明一通書くのも大変であつた話をうかがいました。又ある時、「堂坂先生に登記をお願いすると書きはいつも緊張した」とおっしゃる方があ

りました。ともすると依頼人に迎合しがちになります。我々にとつて毅然とした明治の氣骨に学ぶべきではないでしょうか。

私は支部総会出席の際など度々先生と一緒させていただきましたが、その道々数々の武勇伝のかたわら、「事務所は来客が多くとも留守にしないように、等々」開業当時の後輩に優しくご指導下さいました。

先生には健やかなる日々をおくれることとご祈念申し上げます。

## 懇指委員会

### 堂坂猛雄

大正十五年一月廿七日付被出係代  
書賣業件許可入  
大正十五年二月十九日

美院警察參署長  
警部少尾菊次郎

### 北見支部だよりと私

#### (最近思うこと)

北見支部長 橋場弘一



支部だよりとして最初にお伝えする喜ばしいこと、それは本年六月二十六日司連の定期総会の席上（東京ベイホテル東急）に於て、

北見支部会員武田章先生が法務大臣表彰を受けられました。心よりお喜び申し上げます。

諸々の○○士業会の総会シーズンも終了し平成十年度の事業スタートです。七月の国政選挙により政変があるのか、幾年も続く景気低迷、散々な歳いつまで続くのか、各法務局の登記事件数も対前年比過去に例の無い減少でさびしさを感じますが、我々業界もいつもいかなる場合でも原点を失つてはならない。

終戦後五十年も無難な生活が続き「平和惚」に漬つてしまつた気持でいっぱい、今年を原点に会員の相互扶助、交流の中からその地域に根ざし住民の皆さんに喜ばれる司法書士会として支部事業活動に努めなければと思う自分が分です。

さて、今年の支部事業計画の一つに各会員事務所で働く補助者の皆さん、毎日仕事が楽しく喜びを持てるような環境づくりをテーマとしたことです。各先生方も補助者問題を真剣に考えて行く時期の到来を感じていることでしょう。これからは高賃金に見合つた効率的な人事管理が必要で、補助者の対応次第で依頼者の気持が變る雰囲気の良い事務所の成果は、結果的に会員自身に返ってきます。その趣旨から補助者の福利厚生の一環として、例年より行事を増し九月にアウトドアスピーチの日程を持ちました。事務所相互間の交流も大切な要件と思うからです。補助者同志が糸余曲折の中から同じ理念を持ち、一定の目標を達成するため相互に協力し合い、よ

り一層働く意欲が高揚する事務所運営を夢みて、いま正に日司連でも課題としている補助者の養成等を含めた補助者問題に積極的に取り組んでいく必要があると思います。

話が変わりますが、最近規制緩和の流れの中で司法制度の改革が盛んに言われています。

独占的業務のイメージが薄れ、資格が法律で守られないなど、資格制度の根幹が揺らぐのではないかとの不安もあります。最近特に話題になつてゐる(一)事務所の共同、合同化、(二)ワンストップサービスオフィス化(総合事務所)等、都市部ではその様な形態の事務所数が年々増加しているとの情報もあります。会の役員への就任、研修会等への参加、不慮の事故による本職不在の場合の補助者の処遇など、単独事務所に於けるデメリットの解消に向け、規制緩和の流れからも、自由時間の確保、健康管理のための時間の確保等、事務所の共同化、法人化によるメリットばかりではなく、登記所の統廃合による閉鎖地域における地域住民へのサービスも含めた司法書士事務所の在り方等、これらのテーマについて口一力的な発想に基づいた話し合いを重ね、将来を研究しては如何でしょうか。

## 酒談議

根室支部 杉野恵一



明治の文豪、大町桂月は「酒なくて何が人生なりとぞ」と唱えたが、古今洋の東西を問わず冠婚葬祭の儀式は勿論のこと酒は日常生活中の必需品として、いかに古来より愛し嗜まれてきたことか。

さて昨秋より放映のNHK連続テレビ小説「甘辛しやん」は、史上初の女当主として伝統ある灘の蔵元を守り、良き酒作りに一生を捧げた女主人公の物語であつたが、この三月で終了した機に酒にまつわる雑文を執筆してみた。

### 一、藏元

現在日本酒の酒造場は、全国で一、七五五場あるそうだが北海道では僅か十六場しかない。

ちなみに明治二十三年には道内で三三〇場有つたとのことである。

酒に関心の深い筆者が訪ねた蔵元は次の所である。

**工ツセイ**

### (二) 北の勝

縁あつて根室市へ赴任したとき引つ越し手伝いの労をねぎらい初めて口にした日本酒の辛口端麗な味に一種の衝動を感じ、改めて一升瓶のラベルを確かめたのが地酒「北の勝」であつた。

この酒との出会いにより、これの虜となつて以後晚酌に欠かせない銘柄となつてゐる。明治二十年創業の歴史ある蔵元は、力ネカ確冰勝三郎商店の経営で根室市常盤町に所在し国道四十四号線より海岸へ向かつて下つて行くと風情のある酒造場にたどり着く。このゆるやかな坂は、地元の人は昔から「カネカの坂」と呼び筆者の好きな散策コースの一つである。

かつては「北の勝を愛する会」の会員でもあつた。

## (二) 金滴

根室から滝川へと転勤し、飲み会での席上テーブルに上がつた一升瓶のラベルが新十津川の地酒「金滴」であつた。

滝川市と石狩川を境にする樺戸郡新十津川町は、明治二十二年の大水害に逢つた奈良県十津川村の住民が移住して開拓した道内有数の米どころ穀倉地域である。

滝川市街より石狩川に架かる橋を渡ると直合墾も進み落ちつきをみせた明治三十九年に当時の村長が、自分等で飲む酒は自分等で造ろうとの発意のもと新十津川酒造株式会社を創立し現在の金滴酒造株式会社に統合された。

滝川市街より石狩川に架かる橋を渡ると直合墾も進み落ちつきをみせた明治三十九年に当時の村長が、自分等で飲む酒は自分等で造ろうとの発意のもと新十津川酒造株式会社を創立し現在の金滴酒造株式会社に統合された。

ぐの新十津川町字中央に酒造場があり、端麗な味は筆者好みの銘柄の一つでもある。

## (三) 男山

かつて層雲峠への旅の帰りに旭川市永山にある蔵元、男山株式会社を訪ねた。

明治十九年に札幌で創業し同三十二年に旭川へ移転した「男山」は、国内外の酒造コンテストで二十七回金賞等の受賞歴をもつ道内指折りの酒造メーカーである。

本社内にある「男山」の歴史と古文書、昔の酒造機器などを展示した男山酒造り資料館を見学してきた。

## (四) 国稀

滝川から留萌経由雄冬峠へ向かう途中、増毛町にある「国稀」の本間酒造に立ち寄つた。

道内屈指の老舗と聞いていたからである。増毛郡増毛町大字稻葉町にある酒造場の經營者は、丸一本問合名会社で明治十五年の創業である。

昔ながらの由緒ある建造物で、蔵の玄関口には直賣場があり「国稀」の徳利を求めて店を出たが、折角の機会にとワンカップを買いに引き返した思い出がある。

署寒別川の伏流水で仕込んだ端麗辛口の酒で旨い。

酒は古来より百葉の長と言われたきた。

## 二、酒アラカルト

### (一) 百葉の長

あくまで適量の飲酒が健康保持に必要とのことであるが、医学的には日本酒一合か二合、ビール大瓶一、二本が適量となるらしい。

この量を過ぎるのが酒飲みの業でもあり、「利休居士酒盃の銘」に「一盃人飲酒、二盃酒飲酒、三盃酒飲人」というのがある。盃は酒人を飲むと読むそうであるが、酒の功罪を考えるとき酒飲みは、この言葉を肝に銘ずる必要があるのであるまいか。

### (二) 上戸と下戸

昔から酒を飲める人を上戸、飲めない人を下戸と言われてきた。

この謂われには諸説があり定かでないらしい。

詳説は省くが面白い説を披露すると「昔、城の警備のために飲んだ兵衛侍は急場に間に合わぬから上階へ寝かせたので上戸と下戸と言うようになつた」とのことである。

ユーモラスなので、これを正論としたい。人間の肝臓にはアルコールを代謝するためのアルコール脱水素酵素があり、その酵素I型II型の内I型が先天的に欠けてる人が酒に弱い、酒を飲めないタイプであるそうで、こここの下戸に当たる。

かつての職場に頑強な体躯で一升酒でも飲み干しそうな顔つきの先輩がおられたが、それが一滴も飲めない体质で万一千飲めば麻疹ができる程の下戸であつた。

まさに上戸、下戸の違いは肝臓内の酵素の有無の問題で表面では判らないものである。

### (三) 酒と肝臓

肝臓は体内に入ったアルコールを代謝し解毒作用をする沈黙の臓器と言われているが、一旦痛めたらアルコール性肝炎から長じて肝硬変など不治の病いになる恐れがあり、酒と深いかかわりがある。

そこで肝臓を痛めない健康的な飲み方はないものだろうか。

それは（一）適量を守る（二）良質のタンパク質を含む食物を摂る（三）時間をかけて飲む（四）度数の強い酒は避ける等が良い策らしい。かつてウイスキーを飲む前には飲みながらチーズを食べると胃壁を保護するので、酒の肴にチーズが良いとされた時代があつたが、最新医学情報では脂肪のとり過ぎは肝臓に良くないことが判明した。従つて酒の肴は「低脂肪、高タンパク」が最良とされている。

### 三、酒の詩

古今、洋の東西を問わず酒にまつわる歌は多い。

その中でも「斗酒なおも辞さず」「白髮三千丈」を代表とする古代中国のスケールの大書きにはかなわない。

ここに詩仙、酒仙と言われた古代中国の大詩人季白の詩（漢詩を和訳）を掲げ、雑文を擱筆します。

### 季 白

○ 友人とともに宿る

つもりにつもつた愁いをあらいながら

いつづけて百壺の酒をのむ

こんなに良い宵は清談をするにかぎる

白い月が光つてなかなか眠られない

酔っぱらつて人のいない山にねそべると

天と地がそのままふとんとまくら

○ 君酔い給え

竜門の 琴をかなでて

うま酒は 壺に澄みたり

琴鳴らし 君とし飲めば

うつつなに 酔いはまわりぬ

酒すすむ ペルシアの美女は

花のごと 春風に笑む

春風に 笑みて舞えかし

うすものに 肌透かせて

いまぞまさに まさに酔うべし

君酔わずして いざくに帰らん

○ ひとり気晴らしをする

酒とさしむかいでいたら日のくれたのに気が

がつかなかつた

散りしきる花びらはわたしの衣にいっぱいになつた

酔つたあとの眠りからさめて谷川の月にそぞろ歩きすると

鳥たちはねぐらにかえり人かげもまた稀であつた

○ 金陵の居酒屋にて

白門の柳の花は店いっぽいに良い香をただ

よわせ

吳の国の美女は新しくできた酒を客を呼んでは味をみさせる

金陵の若者たちが来てわたしを見送つてくれる

出発しようとしながら出発できずめいめい

杯を飲みほす

どうか君 東に向かつて流れる水にたずね

別れのつらさとおまえとどちらが短いか長いかと

別れのつらさとおまえとどちらが短いか長いかと

てみれくれ

どうか君 東に向かつて流れる水にたずね

別れのつらさとおまえとどちらが短いか長いかと

（完）

## 会報編集と広報活動

網走支部 中井敏明



会報八十二号で編集

委員会の編集方針として「編集委員としての

思い出と反省」を掲載

する企画が決定し原稿

を用意しましたが、掲

載原稿がページ数をオーバーし、私の原稿をカット致しました。その原稿を少々変更して

私の責めを果たしたいと思います。

私は、支部の推薦により昭和六十二年四月から二年間、また平成七年三月から二年間と二度に亘つて広報部長、又は編集委員と責任

の重い職責の指名を受け、主に会報編集の仕事に携わりましたが、他の役員、委員各位のご助力と会員の皆様のご理解により楽しく任期を終えることが出来ました。

改めて感謝を申し上げます。

私が、司法書士会の広報活動に興味を持つたきっかけの一つは、今は退会された北見市の真貝四郎先生がお元気で活躍されていた当時、定時総会の席で再三にわたり会の広報活動の重要性を説かれ、執拗と言えるほど執行部と質疑応答を繰り返されたそのやり取りの発言でありました。

真貝先生の発言は、「司法書士の存在をアピールする真の広報活動を展開しなければ一般社会から司法書士はその必要性を認められず忘れ去られるであろう。」と言う内容で広報活動の手法をあれこれを具体的に提案をされておられました。

真貝先生は広報活動を中心として会の活性化について、会報を通じてもその重要性を訴えて投稿を続けられておられます。(四十九号、五十一号、五十七号ほか)

私も広報活動の重要性は認識しているつもりであります。広報活動は継続することと、パブリシティ再重視の姿勢が何よりも大切であります。

真貝先生の発言の中で、現在でも一つ気になっていることは、「釧路司法書士会も近い将来何かの機会に記念誌の発刊が必要となるであろう。そのためにも会の古い写真、文書

等の資料掘り起こしと収集、蓄積は大切なことであり、特に古い会員の理解の下にこの事を早急に取り進めるように」との提案であります。

私も同感であり明日からでも是非実施してほしい事業であり提案をしたいと思います。

さて、時期遅れの私の任期中の思い出と反省であります。編集会議で編集方針が固まつていく過程は一抹の心配を持ちつつも何とも楽しいものであります。

原稿も写真も催促をしながらも予定通り届き、誤字、脱字、不適切用語、写真サイズ等のチェックをし、完成を想定しながら熟慮を重ねて原稿の割付けがピッタリ決まったときの解放感は編集をした者のみが味わえる喜びであり、この喜びは皆さんも是非買ってでも味わってほしいと思います。

ゲラが上がつて校正に入り、最終的には全体の体裁を整え、十六ページで平均六、七十分ケ所の誤字(植)、訂正のアカを入れ再校正を行い印刷完成となります。

真貝先生は広報活動を中心として会の活性化について、会報を通じてもその重要性を訴えて投稿を続けられています。(四十九号、五十一号、五十七号ほか)

私も広報活動の重要性は認識しているつもりであります。広報活動は継続することと、パブリシティ再重視の姿勢が何よりも大切であります。

真貝先生の発言の中で、現在でも一つ気になっていることは、「釧路司法書士会も近い将来何かの機会に記念誌の発刊が必要となるであろう。そのためにも会の古い写真、文書

やはらかき  
耳朶たばなども忘れがたかり

この歌を読みながら、なにかもやもやとした不純な気持ちのまま誤植を見落とし、校正ミスとなりました。

「小奴」を「子奴」に訂正の上会報を保存願います。総会の席で杉野先生からソット指摘をされました。お詫び致します。

投稿をお願いした立場の者として、また、会員として会報の投稿くらいはと思いつも筆が進まず、書士と言ひながらこの筆の重さはどう理解すれば良いのでしょうか。

## 日司連を考える。第一章

日司連理事 表 範 雄

会報八十三号で連合

理事としての所感と第一印象を述べました。

それから約一年経ちましたが、現在に至るもその印象に変化はありません。



理由は、第五十六回日司連定時総会に出席した会長、阿部代議員、中村圭佐代議員には理解して頂けると思いますが、簡単にいえば日司連の組織が肥大化して、事業が中途半端になるというジレンマです。

今回の日司連定時総会の質問のなかで多か

つたのが、司法改革に関する事案で、次に報酬と執務規範に関する事案でした。そして、不謹慎ではあるが、聞いていて面白かったのが、会費（会長答弁のなかで平成十一年度には値上げ予定の件及び後述する共済基金と新会館建設借入金の過度な利率差の問題）と役員執務に関連した財務改善に関する事案でした。

これらの課題を含みながら述べますが、最初に私が配属された部会は、「司法制度改革専門理事会」でした。この部会は理事会の終了後に二回開かれ解散しました。このときは最初の部会ということもあり、理解度が低いまま終わりましたが、今総会における全国単位会会长、代議員の認識においても、司法連執行部の認識においても最重要課題とされている「司法改革」に対する最初の提言であつたにも係わらず、この専門理事会の提言が生かされないまま現在に至っています。部会なり対策委員会等を設置してもその提言や答申を有効に活用するシステムがない現状にあります。

次に配属されたのは「報酬改正専門理事会」で、総会の直前までは構成員でした。

司法書士の報酬は、ほぼ三年毎に改正を行なってきた経緯があるようで、最初は、不況下のなかをどのように値上げを想定した改正をするかが課題でした。しかし、土地家屋調査士の公取問題が生じたために、報酬改正の内容が一八〇度変化してしまいました。一般の単位会総会で改正された報酬規定から基準

への「目安」の取扱については、部会構成員全員の予想外の結果でした。

今後の動きとして日司連は、平成十一年七月を目標に、報酬に関する大改革を予定して

いるようなので、皆さんからの「司法書士に最も適した報酬体系」に関する具体的提言をお願いします。理事会に提案します。

この部会と同じ時期に配属されたのが「共済運営委員会」の担当でした。この委員会は、単位会と違い、決まったことを決められたことに従い行なうのではなく、以下に述べる理由により前執行部の積み残し事案が山積している破産直前の共済制度の改革の検討をするための委員会だからです。

そして現在は、関連部門として、この委員会の報告を受けて継続中の「総務部・財務部・共済運営委員会合同小会議」に配属しているが、私の日司連におけるライフケアとすべく努力しています。

これは日司連福利厚生共済制度の抜本的見直しに関する対策部会です。日司連福利厚生共済規則第四十条に従い「資産の管理運用」を東京三菱信託銀行に對して資産約二十一億円の運用を委託して、その利差で会員に給付金を交付しているが、現在の運用利率が平均〇・六〇%で年間約一、四〇〇万円にしかならず、共済制度解消のときに会員に返還する

ます。この最悪の事態の打開策の検討が主なる目的である部門で、改善への時間的余裕もありません。

又、この問題に附隨関連して日司連の新会館建設借入資金ですが、この資金は共済基金の運用先と同じ系列である東京三菱銀行から借入資金約十六億円に対し利率三・五五%で年間利息約五、七〇〇万円を支払い、反対に基金の利率を〇・六〇%で年間約一、四〇〇万円を受けています。その差額約四、三〇〇万円を全国会員が無意味に負担しているですから、一般会費の値上げ等する必要がないことになります。

しかし、この問題の解決のためには、先ず現行の共済制度、規則を含めた抜本的な改革をしなければならず、部会内で検討しているのは、総合的福利厚生共済制度の創設であります。

これは、現行の給付種類である「死亡弔慰金」「傷害見舞金」「傷病休業一時金」「脱会一時金」のうち「死亡弔慰金」と「脱会一時金」を大幅に軽減するか廃止するかして、新たに「被災会員貸付」「新入会員貸付奨学金」と「業務賠償制度」を加え現行の共済制度の趣旨を再検討して共済運用基金の内部運用（現行では基金の内部運用を規則で禁じている。）の方法を確立してからでなければできません。

長くなるのでこの続きは次にしますが、ご質問等があればご連絡下さい。

**釧路司法書士会 定時総会  
日本司法書士会 政治連盟釧路会 定期大会 催  
釧路公共嘱託登記司法書士協会 通常総会 開**

平成十年五月二十二日午後一時から第三十一回釧路司法書士会定時総会が、帯広市「ホテルノースランド帯広」で開催された。本会議では会則の一部改正議案を含む八議案が提出されたが、全て原案どおり承認された。会則の一部改正及び補助者規則の一部改正については、総務担当の表理事から「報酬改定に関する説明」「補助者規則一部改正に関する説明」と題して寄稿戴いているので熟読願いたい。

午後一時、神津副会長の開会宣言に続いて平成九年十一月五日に逝去された橋本幸松会員のご冥福を祈り黙祷が捧げられた後、会長挨拶、来賓紹介、釧路地方法務局長表彰、日本司法書士会連合会長表彰、釧路司法書士会長表彰、補助者表彰の各授与式が行われた。次いで釧路地方法務局長、釧路土地家屋調査士会長、日本司法書士会連合会会長から祝辞を賜った。来賓退席の後、帯広支部の坂下尊会員が議長に選ばれ本会議に入り、先の議案全ての審議を終え午後五時閉会した。

定時総会終了後、日本司法書士政治連盟釧

路会定期大会が同会場において開催され、平成九年度決算承認、平成十年度活動方針、同予算、大会宣言採択等原案どおり決定され大會は終了した。

これより先の午前十一時から同会場において、釧路公共嘱託登記司法書士協会の通学總会が開催された。経過等については松浦同会理事長から「公嘱協会の現状報告」と題して寄稿戴いているのでそれに譲ることとする。

午後五時三十分からの懇親会をもつて全日程を終了した。

午後五時三十分からの懇親会をもつて全日程を終了した。

**釧路地方法務局長表彰受賞者** (敬称略)

津川 博(十勝支部)  
上野 勝 侑(根室支部)  
山田 精一(同)

**日本司法書士会連合会長表彰受賞者**  
須藤 正美(北見支部)

尾越 弘典(釧路支部)  
神津 荘平(十勝支部)  
中川 喜清(釧路支部)

**補助者表彰**

**日本司法書士会連合会長表彰受賞者**

遠藤 則子(遠藤隆二事務所)  
須藤 英治(須藤正美 " )

半澤 孝一(中村幸雄 " )

(会報編集委員 杉本 義明)

**!! 公嘱協会の現状報告 !!**

釧路公共嘱託登記司法書士協会 理事長 松浦 清一



第十三回定時総会が帶広市内の新装なつたホテルノースランドにおいて平成十年五月二十日午前十一時から、社員総数六十七名中本人出席二十七名、委任状出席十八名、合計四十五名出席して開催されました。

当協会実績は別表一記載のとおり総額二〇五五〇千円であり各支部とも初めて減少を來ました。社員一名当たり約三〇六千円であり、全道では別表二のとおり全道四協会中一名当たりでは二位であり、全国社員総数一〇、一二五一名、報酬総額一九億二四五〇万円一名当たり約一八七千円であり、当協会の成績は(社員一名当たりにすると)全国五十協会中第十一位に位置する。これは公事事業に対する国民の批判の厳しさに対する反応として出た結果かと思う。

去る七月十日東京にて全司協総会が開催されました。全司協法人化について経過報告がなされ、法人化については、法改正を伴うものであり、日司連主導を要すると言ふ考えから全司協は日司連に運動をお願いしていたと言ふ程度であり、独自の運動はしていかなかつ

た。

今、日司連は規制緩和、司法書士法改正、成年後見制度、研修事業等に追われており、全司協の法人化については独自に単独で活動推進されるよう要望されたので、全司協として独自の活動に入る。全司協は設立当時の法改正のみで、とても全司協の法人化まで法務省との交渉に入れなかつた旨の経過の説明があつた。全司協の広報についても、今迄月報司法業士に掲載させて貰つてはいたが、これも全司協単独で「全司協ニュース」として年六回発行する事で予算編成された。

公団保証基金は、現在約一億三千万円あり年利約六十万円の受取利息があり、これのみの保証で万一不足の場合を考慮して、受取利息の範囲内で損害保険に入ることになりました。

法改正問題として、協会の目的につき、官公署以外の公共的準官序法人業務もで出来るようすべきであり検討している。協会の業務範囲拡大に連がる。

北海道公団協議会では昨年から札幌市中央組織である日本道路公団、北海道土地開発公社に対し、四協会の会合に合わせて訪問陳情をしている。

理事長  
副理事長  
佐原 晋  
松浦 清一



副理事長（兼支部長）						
池田 信敏 (以上十勝)	小林 千修 (以上十勝)	藤田 陽一 (以上十勝)	野村 一仁 (以上十勝)	内藤 一恭 (以上十勝)	志築 和廣 (以上十勝)	阿部 隆吉 (以上十勝)
橋場 弘一 (以上釧路)	須藤 正美 (以上釧路)	加藤 敦 (以上釧路)	西村 欣一 (以上釧路)	遠藤 隆二 (以上釧路)	中井 敏明 (以上釧路)	上野 勝侑 (以上釧路)

別表1 各支部実績

支部名	2年度(千円)	3年度(千円)	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度(千円)	7年度(千円)	8年度(千円)	9年度(千円)
十勝	7,188	6,963	8,377	10,639	13,780	14,795	16,395	11,044
根室	767	327	56	0	0	0	986	258
北見	1,674	2,134	1,915	2,445	1,430	3,600	4,268	1,620
網走	1,369	2,188	2,143	874	2,513	2,387	7,252	4,507
釧路	386	1,889	1,314	2,393	1,158	926	4,107	3,121
合計	2,386 (増3.9%)	13,503 (増18.5%)	13,808 (増2.2%)	16,353 (増18%)	18,882 (増15%)	21,709 (増14%)	33,008 (増52%)	20,550 (減37%)

別表2 平成9年度分全道協会成績

協会名	社員数	報酬総額(千円)	一人当たり(円)
札幌	123	23,684	192,558
函館	32	5,213	162,920
旭川	51	21,444	420,475
釧路	67	20,550	306,716

平成九年度の当協会総会、全道四協会の事業全司協総会内容報告を兼ね、社員各位の協会に対する協力を切にお願い致します。

## 報酬改定に関する説明

総務担当理事 表 範 雄



平成十年五月二十二日開催された第三十一回定期総会において「会則一部改正の件(司法書士報酬規定の改定に関する提案)」

が可決されました。

この提案理由は、総会資料のなかで述べられていますが、会則第九十五条(報酬)に定められている別紙第二の「報酬規定表」を「報酬基準表」に改め、この改正により同第八十一条(報酬規定表の掲示)のなかの文言で「報酬規定表」とある文言を「報酬基準表」と直し、同第七十七条(不当報酬受領の禁止)を削除することです。

又、別紙第二の「報酬規定表」のなかの総則一、「基本報酬の算定に当たっては、最低額を基準とし、事案の性格(事案処理のために要する調査又は準備の程度、当事者の数その他受託事件の処理に要する手数又は難度の度合)を勘案して最高額まで受けることができる。」とあるを「この報酬基準は、司法書士の受ける報酬の基準額を定めたものである。」と変更し、「総則二」、「総則四」を削除して、「総則三」を「総則一」、「特に複雑困難な相続に関する事件については、その複

雑困難さの程度に応じて、七、一八〇円以内の金額を加算することができる。」にして、「総則五」を「総則三」に繰り上げ、総則三、「災害を受けたこと又は資力の無いことあつたときは、この規定による額を減免することができる。」とあるを「嘱託人に資力の無いとき又は災害等特別な事情があるときは、この基準を適用しない。」と変更したことです。

この改定の趣旨は、報酬額の決定にあたつて定型的な「規定」から目安となる「基準」への移行であるが、日司連の提案理由のなかでは短く「司法書士報酬が統一的・画一的であるかの印象を与える」から「基準」へと変更したと記述しています。

この文章から単純に推測すると、司法書士報酬は従前から「目安」であつたかのような印象を受ける。しかし、現行の報酬額については、司法書士法第十五条の二(会則の認可)に定められている法務大臣の認可が必要な事項であり、全国五十会が独自に個別に法務省と交渉するのは不可能なので、便宜、日司連が窓口となつて法務省と交渉している。つまり、原則論からは各単位会が個別に報酬改定の交渉を法務省とすることが可能な状況であれば、各単位会の考え方、交渉次第で報酬額を「確定額」なり「目安」なりで受領することができると、現実には、日司連と法務省の交渉により決められた報酬体系に従い受領すこと

ることしかできないシステムになつていて。然るに、法務省とすれば司法書士の報酬は「公共料金に準ずる」との見解に基づき、現在まで、否、少し前、否、相当前から日司連に對して指導、否、アドバイスしてきた経緯がある。この様に曖昧な取扱にならざるを得なかつた理由の第一は規制緩和等の社会構造の急激な変化と公正取引委員会の見解の急激な変化があげられ、主に行政側の政策が原因であり、民間側には防ぎようのないことである。

運用面から言うと、報酬に関する取り扱いは基本的には従前とおりと考えるべきである。司法書士の報酬は、従前から上限下限の枠内で、「事案の性格」により増減しているのであり、且つ、総則一、でも「…略…最高額まで受けることができる。」と、決して統一的・画一的な報酬額ではない。元より、上限以上若しくは下限以下の報酬であつても著しく低額とか高額の場合で、「品位」に欠ける報酬はこれからも認められていないし、国民の側からも許されることではない。

会則第七十七条(不当報酬受領の禁止)「会員は、嘱託を誘致する目的で、報酬規定に定める報酬額を減額してはならない。」とあるのを削除したことは、主に政策的なことである。つまり、「不当報酬受領」に該当する行為というのは、経済情勢の変化、各種法律の改正、社会的慣習の認識の変化等々、時代の推移で変わり得るものであり、会則に定めているとその機動性が失われる所以で、規則等に

して会長が何時でもその時代に即応して運用できる方をとったと考えるべきです。

日司連は本総会において「司法書士執務規範基準」を策定して成立させたが、同規範第七条（不当誘致）「司法書士は、不当な方法によって事件の依頼を誘致する行為をしてはならない。」と定めており、この違反は会則第九十三条の二（注意勧告）「本会は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則に違反するおそれがあると認めるときは、…略…」との定めから、これに準じて会長指導又は注意勧告される可能性があることに変わりはないと考えます。

## 補助者規則一部改正

### に関する説明

総務担当理事 表 範 雄

平成十年五月二十二日開催された第三十一回定時総会において「釧路司法書士会補助者規則一部改正の件」が可決されました。

この提案理由は、総会資料のなかで述べられていますが、「司法書士法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）が施行するのに伴い、釧路司法書士会補助者規則（以下「規則」という。）の改正も行なわれました。

つまり、改正省令により、司法書士法（以下「法」という。）施行規則第二十条（補助者）第

二項「司法書士を置くことができる補助者の員数は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長がその管轄区域内に設立された司法書士会の意見を聴いて定める。」が平成十一年十月一日に削除になる予定のため規則第五条（員数増員の許可申請）が削除されました。

これに伴い規則第六条第一項も改正し、加えて届出事項に変更が生じた場合も本会への届出を定めました。又、同条第二項については、法施行規則第二十条第七項の規定が「届け出なければならぬ。」から「通知しなければならない。」に改正される予定から「適否を調査のうえ」を削除し、「届出書を送付」を「届出書を通知」とするに改められました。

その他、規則第七条の「地方法務局の長への提出又は送付」を、「地方法務局の長への通知」に変更されました。

この改正を簡単に説明しますと、従前までは補助者の員数は、昭和四十四年三月二十八日付「釧路地方法務局管内司法書士・土地家屋調査士補助者承認基準」に基づき「司法書士一人につき五人以内」とされていたが、行政事務の簡素合理化を目的とする行財政改革により、この枠が撤廃され、加えて、同基準において補助者雇用に法務局長の「承認」が必要とされていたが、單に「通知」に改められたことです。

しかし、補助者の雇用員数の撤廃に伴い、補助者を雇用すればする程、補助者の実質的管理能力を、司法書士自身が直接問われる問題でもあります。

会則第九十二条の三（補助者の使用責任）には、司法書士が補助者の指導・監督について注意をはらわねばならず、これを怠り嘱託人に損害を与えたときは、その責任を負わなければならぬと規定されています。

民法では、同法第六四四条（受任者の注意義務）「受任者は委任の本旨に従い善良なる管理者の注意を以つて委任事務を処理する義務を負う。」により、司法書士が指導・監督を行ひながら補助者の協力を得て事務処理を行う場合にも、この義務に違反したと認められるときは、嘱託人に対して債務不履行による損害賠償責任（民法第四一五条）を負うことも想定されます。

同法第七十五条（使用者の責任）でも、補助者が業務の補助的事務作業を誤つたため嘱託人に損害を与えたという場合だけでなく、仕事時間中あるいは終業後に、私利を図るため、書類を偽造して登記手続きをし嘱託人やその他の第三者に損害を与えたり、職務遂行のため自動車の使用を許されていた補助者が、仕事で外出中に交通事故を起こしたとか、あるいは、終業後に無断で自動車を持ち出し交通事故を起こしたという場合（自動車損害賠償保障法第三条の運行供用者の責任）も、「職務の執行に付いて」行つた加害行為ということができ、司法書士は使用者責任を負わなければならないとされています。同法第七一五条但書の免責事由についても一般的にはかなり厳格に行われているようで、使用者（司法書士）の責任は無過失責任に近い責任とされています。

## 釧路地方法務局職員配置表

(平成10. 4. 9現在)

所属	役職	氏名	年齢	所属	役職	氏名	年齢	所属	役職	氏名	年齢	
総務 (11)	局長	亀谷和男	55		事	旦尾静恵	26		調	日下保弘	38	
	次長	古川芳光	57		事	林順一	25		調	後藤毅俊	39	
	課長	堀田年	52		事	山岸昌史	24		専	桜庭綱紀	29	
	補佐	福岡薰	48		事	川村恒暁	26		事	稻毛連峰	25	
	庶長	田中正美	45		事	石塚洋美	23		事	福居一生	25	
	人長	本田幸治	42									
	供専	佐藤直行	33	支局 支長 総務課 総課長 民専 戸長 専佐 事山	支局			根室 (5)	支長	田代武	49	
	専	坪井英樹	32		支長	澤田幸男	58		総長	大西宏	36	
	事	佐々木克史	27		総務課				登	白坂照夫	48	
	事	米地智香子	24		総課長	石黒清	52		調	五十嵐健治	34	
	事	吉田弥生	19		民専	菅原康男	41		事	渡辺美穂子	25	
	技運	吉田純一	47		戸長	鈴木寛恵	36		出張所			
	事婦	山田トメ子	56		専佐	子秀人	29		登長	佐藤昭	48	
	課長	柳澤守男	50		事山	本哲也	29		標茶 (3)	池端英孝	37	
	主長	豊嶋司	47		登記部門				専	林智昭	30	
	用長	鎌田徹夫	38		統一	河合恒生	53		登長	成田真一	42	
会計 (8)	施長	原田一雄	35		統二	佐藤靜雄	56		専	松下洋	29	
	専	角鹿敏弘	32		統三	橋本俊一	51		事	遠藤彩	23	
	専	清水亨	33		統登	木村信幸	49		登長	久野晋民	39	
	事	濱村和美	27		表専	加藤義人	46		専	中島貴仁	32	
	事	旦尾邦広	26		登	岩原克明	56		登長	清水勝則	50	
	課長	佐々木嘉昭	54		登	寺沢秀明	47		調	佐々木英昭	42	
	戸長	白井繼一	43		登	宮原章夫	43		事	佐藤忍	26	
	国長	松田淳一	36		登	工藤孝弘	41		登長	池田義弘	54	
戸籍 (4)	専	高橋淳	30		相	浅野武義	55		専	伊藤英樹	35	
	課長	篠原睦	45		相	柴田孝	42		事	池広和仁	21	
	供長	歌野耕一	36		調	藤枝孝彰	38		登長	小野寺寿宏	42	
	専	高田典史	33		事	中島美和	27		調	大平明夫	38	
供託 (3)	課長	龟田洋吉	47		事	米内敬子	25		事	鈴木めぐみ	26	
	人権長	森清治	42		事	辻典秀	27		登長	鈴木洋三	42	
	相主	佐々木貞	37		事	林淳子	24		調	青山寛茂	38	
	事	梅島円佳	27		事	内山宏之	22		事	田端祥二	26	
訟務 (3)	上席	三上茂	48		事	坂下由香里	22		登長	互野博	54	
	訟	石井宗郎	43		網走 (8)	支長	佐久間光男	46	調	須藤和典	41	
	調	保田正明	36		総長	大丸幸裕	37	事	宮崎紀夫	23		
登記 (25)	首席	樺沢強	53		統一	内藤彰徳	58	登長	川越秋雄	47		
	統一	内藤彰徳	58		統括	館田孝廣	48	事	干場靖之	27		
	統二	下田寛昭	51		登	久保辰夫	58	事	高木優	22		
	統三	高橋重敏	49		登	岡一善	45	登一二長	渋谷勝春	48		
	総括表專	千葉賢司	49		調	前田幹雄	40	登	河崎俊夫	54		
	表専	中村保	48		専	川村哲司	30	調	秋田谷忠之	40		
	総登島	島民義	47		事	宮本綾枝	24	事	山下義博	23		
	総登山	山田優博	47					登長	三上一三	47		
	総登吉	吉田保雄	59					調	嵐洋之	38		
	登	木間利夫	50		支長	細川博毅	54	事	小島尚	23		
	登	後藤省三	44		補佐	橋本一幸	48	登一二長	杉本敏夫	48		
	登	浜野了	41		総長	佐藤栄一	38	登	玉手義信	56		
	相佐	佐藤鉄義	55		事	鈴木恵美子	25	調	神谷正美	35		
	相大	大熊重樹	39		統一	番匠嘉則	51	事	上瀧龍彦	24		
	調酒	酒井順一	38		統二	飯島連子	56					
	専小野	小野木英夫	31		総登	長内武光	57					
	専松	松本二郎	30		登	小国由則	47					
	専辻	辻義直	31		登	和田道之	44					
	専日影	日影顕二	30		登	工藤義和	44					
	事岩田	岩田剛志	27		調	田尾光弘	40					
				北見 (16)								

## 釧路司法書士会定時総会



会 長

執 行 部



ルンルンとうさん





法務局長表彰（津川先生）



法務局長



坂下議長



日下理事



来賓



表理事



宅原理事



中川会員



野村会員



遠藤会員



手品師（武田章先生）と七人の弟子



マドンナ

